

佐保小学校校舎建設に伴う建築設計業務委託に係るプロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐保小学校校舎建設に伴う建築設計業務に係る委託契約における相手方(以下「委託事業者」という。)をプロポーザル方式により選定するため、プロポーザル方式及びコンペ方式審査委員会設置基準第2条に規定する選定委員会及び特定委員会からなる佐保小学校校舎建設に伴う建築設計業務委託に係るプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項及び仕様書の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書の審査並びに最優秀提案の選定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委託事業者の選定に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は外部委員4人、市職員2人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱するもの
- (2) 教育部長、建築デザイン課長

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

4 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和5年4月14日から実施し、当該業務に係る委託契約が締結された日の翌日にその効力を失う。